

平成28年第2回定例会文教福祉委員会会議録

平成28年6月16日
10時01分～11時43分
第1委員会室

出席者氏名

糸賀 淳	委員長	札野 章俊	副委員長
伊藤 悦子	委員	久米原孝子	委員
油原 信義	委員	後藤 敦志	委員
杉野 五郎	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

教育長	平塚 和宏	健康福祉部長	龍崎 隆
教育部長	荒井久仁夫	保険年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	渡邊 正一
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	本谷 壽一
教育総務課長	足立 裕	生涯学習課長	黒田智恵子
スポーツ推進課長	北澤 昌雄	指導課長	小貫 孝浩
学校給食センター所長	大和田英嗣	教育センター所長	辻井 浩一
高齢福祉課長補佐	黒井美智子（書記）		

事務局

次長 松本 博実 副主幹 吉永 健男

議題

- 議案第3号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 工事請負契約について（平成28年度たつのこフィールド照明塔建設工事）
- 議案第7号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 議案第8号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について
- 議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項
- 議案第10号 平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号））の所管事項
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号））

糸賀委員長

おはようございます。委員の皆様申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴者の皆さんに申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

それではただいまより文教福祉委員会を開会いたします。本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号の所管事項、議案第10号、報告第3号の所管事項、報告第4号、報告第6号、報告第7号の12案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。議案第3号龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第3号龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

まず、改正の理由でございますけれども、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日施行されたことから、国民健康保険税について課税限度額及び減額基準を改正するものでございます。

内容でございます。改正点は2点ほどございます。議案書の8ページ、そして新旧対照表の5ページ、6ページでございます。まず、新旧対照表の5ページを見ていただきます。1点目の改正点、課税限度額の引き上げでございます。3年連続の引き上げとなります。まず、第2条第2項でございます。基礎課税額、これにつきましては医療分でございますけれども、これにつきまして52万円から54万円に引き上げ。そして第3項後期高齢者支援金等課税額、これにつきまして17万円から19万円に引き上げるというものでございます。今回は介護納付金のほうは変わりませんので、全体として、合計額で限度額が89万円とプラス4万円となるものでございます。

次に、この改正による影響でございますけれども平成27年、昨年の本算定時のベースで想定をいたしますと増額となる世帯、影響のある世帯が213世帯。調定額については733万8,800円の増が見込まれるものでございます。

次に、2点目の改正点でございます。低所得世帯の保険税負担の軽減措置の拡大でございます。新旧のほうの6ページのほう見ていただきたいと思います。第21条（1）第1号につきましては、7割軽減の規定をしているところでございますけれども、これについては現行どおりでございます。

（2）の第2号でございます。ここは5割軽減対象の規定となっておりますけれども、被保険者1人当たりの加算の基本額、これが26万円から26万5,000円に加算されます。

次に、（3）第3号でございます。2割軽減対象の規定でございますけれども、被保険者1人当たりの加算基本額が47万円から48万円と拡大されます。

次に、その影響でございますけれども、対象外となっていた方が今回の引き上げで2割軽減となる世帯が62世帯、そして2割軽減であったところが5割軽減に変わる方が19世帯を見込んでおりまして、調定額としては175万6,800円の減を見込んでおります。

この1つ目、2つ目の改正点のトータルですけれども、全体としましては調定額が558万2,000円増となる見込みでございます。

議案書の8ページのほうにお戻りいただきまして付則でございます。この条例は平成28年4月1日から適用する。2項としまして、今回の改正は平成28年度以後の保険税に適用し、平成27年度分までは従前の例によるという付則でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

課税限度額引き上げに伴って、先ほど213世帯引き上がるということだったんですけども、それぞれの所得の状況としてはどんな感じなのかということと、そうすると合計で4万円上がることになるんですけども、4万円上がる世帯数というのは幾らになるのか教えてください。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。まず、所得でございます。40歳以上のご夫婦と子ども2人の4世帯で固定資産税5万円のケースで申し上げますと、収入で約882万900円。所得換算で約673万8,900円ですと100円の増税。収入が997万2,100円以上、所得換算で約777万4,900円以上になりますと4万円の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

そうしますと最高額4万円上がる世帯というのは213世帯のうち幾つですか。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。4万円に引き上げられる世帯が157世帯ということでございます。今回の改正を含めまして、国庫加入世帯1万2,770世帯中213世帯で約1.7%増える見込みでございます。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

今度逆に軽減対象になる一番減税が大きくなる場所では何世帯あるのかということと、減税が一番大きい金額ですか、それがどれぐらいなのか、ちょっとお知らせください。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。今回の軽減枠拡大に伴いまして5割軽減、2割軽減の世帯の合計で

申し上げますと1万円以上2万円未満が38世帯。2万円以上3万円未満が22世帯。3万円以上4万円未満が20世帯。4万円以上5万円未満が1世帯となります。なお、今回の改正を含めまして、軽減対象割合の割合は国庫加入世帯1万2,773世帯中5,792世帯。改正前は5,730世帯でございまして、率にしまして約45.34%。改正前が44.86%で、0.48%の増になる見込みでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので挙手採決といたします。議案第3号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第5号龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2案件については、介護保険関係厚生労働省令の改正の伴い、所要の改正が行われるものであります。関連しておりますので一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは議案書の9ページになります。議案第4号龍ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、そして議案書の10ページになります。議案第5号龍ヶ崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず、改正の理由でございますけれども議案第4号、議案第5号とも、平成28年4月1日から介護保険法及び関係政省令の一部改正により、小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行されます。平成28年度第1回定例会に議案として上程いたしまして、3月24日に公布、4月1日施行となったこの2つの条例につきまして、国から追加の改正通知があったことから文言等の整理のために条例を改正しようとするものでございます。

内容でございます。議案第4号につきましては新旧対照表の7ページをご覧いただきたいと思っております。第83条第6項でございます。小規模多機能型居宅介護事業所で人員に関する基準を満たしている場合に、看護師又は准看護師については特に当該事業所の業務に支障がないときは、同一敷地内にある施設の職務に従事することができる。今回従事できる施設に指定地域密着型通所介護事業所を追加するものでございます。

次に新旧対照表の8ページになりますけれども、議案第5号につきましてはの改正点でございます。まず、第45条第6項でございます。介護予防小規模多機能型居宅介護事業所で人員に関する基準を満たしている場合に、看護師又は准看護師については特に当該事業所の業務に支障がないときは、同一敷地内にある施設の職務に従事することができるということで、今回その従事できる施設に指定地域密着型通所介護事業所を追加するものでございます。そのほか9ページにかけまして、文言の整理を行うものでございます。

次に、議案書の9ページ、10ページに戻っていただきまして、付則でございますけれども第4号、第5号の条例につきましては公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

こういった施設というのは市に現在あるのかどうかということと、もしなければ今後そんなような施設を来てもらうような感じで指導というか、そんなようなことがあるのかどうかだけ伺います。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

お答えいたします。この条例に該当するような施設は現在のところ市にはございません。今後についてなんですけれども、そういった事業所、通所を基本として泊まりとか、それから訪問ができる3タイプそろった事業なんですけれども、これについて検討しながらいきたいというふうに思っております。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

1件だけ、これ規制緩和、サービスを広げての改正なんだろうとは思いますが、職務に支障のない範囲でいいよというようなこと、支障のない範囲というのはどういう範囲なんですか。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

先ほどお話ししましたように、訪問、それから通所、それから泊まりというようなこと

をするのが小規模多機能型の事業所なわけなんですけど、必ずしも日中、夜間、そういったときに、それぞれの3タイプの事業を利用する方がいらっしゃる場合があります。そのときに新しく指定地域密着型通所介護事業所というものが同一敷地内でやっている場合に、その事業のほうにやってもいいよということでございまして、そこら辺の支障がないというようなところの部分であるというふうに思います。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

杉野委員。

杉野委員

先ほど伊藤委員のほうから質問がありましたが定期巡回随時対応型訪問介護ということで、今後見通しどうですかね。やっぱり地域包括ケアということを考えていくと、そういったものが充実していかないとなかなか難しいのではないかなというふうに感じるんですがいかがでしょうか。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

地域包括ケアシステムを構築して1日24時間そういう介護、あるいは医療へというような体制をつくっていくためには、委員おっしゃるような事業所があったほうが良いというふうに理解します。ただ事業所のほうからすれば、それが事業として成り立っていくのか。いわゆる利用者が7万、8万ぐらいのところまでどれぐらいの利用が出てくるのかというようなところもあるわけございまして、募集を過去にしておるわけなんですけれどもなかなか手を挙げていただける事業所がないというのが現状でございます。

それから第6期の介護保険事業計画を作成する際に生活圏域のニーズ調査、アンケート調査をやったわけなんですけれども、そのときにやっぱり7割の方がそういったサービスよりも緊急なときに助け、あるいは支援が必要だと。そういう視点でのニーズはあるんですけれども、そういう一日中、24時間体制で整備が必要だと。そういう支援が必要だというようなニーズというのがアンケートからは見られなかったということがございます。

糸賀委員長

杉野委員。

杉野委員

事業者から見ればやはり経営上の問題があるので難しい点もあるのかと思いますが、いずれにしても広域で龍ヶ崎の人たちが安心が得られないということでは困るので、その辺のことについては今後また詰めていただきたいと思います。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第4号、本案は原案のとおり了承すること

にご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
次に、議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第6号工事請負契約（平成28年度たつのこフィールド照明塔建設工事）について、執行部から説明願います。
荒井教育部長。

荒井教育部長

それでは議案第6号工事請負契約につきましてご説明させていただきます。平成28年度たつのこフィールド照明塔建設工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法ですが12ページの参考資料にありますように、6社による一般競争入札でございます。これにより契約をいたそうとするものでございます。

契約金額でございます。これにつきましては13ページにその仮契約書の写しが添付されており、金額は消費税等を含みまして、2億8,512万円でございます。

契約の相手方でございます。常盤建設株式会社でございます。

この建設工事の工期でございますが議決のあった日から平成29年3月末まで今年度いっぱいでございます。工事の間はフィールドのほうは完全にクローズをいたす予定でございます。また、照度につきましては250ルクス、500、750、1,000ルクスの4段階となっております。その設置場所につきましては15ページに配置図が添付されておりますが、4カ所に設置をする予定でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等はありませんか。
油原委員。

油原委員

工事名として照明塔建設工事というふうになっております。受注業者が建築業者ですね。なぜ電気設備業者による工事ではなくて建築業者での入札なのか。野球場の照明塔6塔についてはこれは電気設備業者ですね。どのようにこういうふうに変ったのか、内容をご説明いただきたい。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

建築関係と電気関係の直接工事費に占める割合はおおよそ6対4で、建築関係のほうか

多く占めていたことから契約審査会で総合的に判断し、建築工事として発注いたしました。金額で申し上げますと直接工事費 2 億903万8,105円で建築工事が 1 億1,715万4,265円。電気が9,188万3,840円となっております。

糸賀委員長
油原委員。

油原委員

工事内容が建築にかかわる部分が 6 割で電気が 4 割だから建築業者にしたという、これはそれぞれの考え方なんだろうけれども現実的に建築の 6 割の中でも基礎工事とかそういうのがあって、土木とわかれるんですよ。ちょっと契約検査課に聞いたら、6 割のうち、15%が基礎工事だそうですよ。45%が建築、実に鋼材ですから高いと、資材費が非常に高いということなので。でも現実的に 6 対 4 だということで、工事内容はだから建築に持っていったということでもありますけれども、この後ちょっと質問する中であわせてお聞きしたいと思いますけれども、設計額はわかりませんが 2 億8,000万円。共同企業体要綱というのがありますよね。建築土木については変わっていなければ 2 億以上は共同企業体、これはできるということですがね。機械設備、電気については5,000万円以上、これ共同企業体ということで。共同企業体のいろんな目的はありますけれども基本的に地域でいえば地場育成、できるだけ多くの業者さんにやっていただくというようなことを考えれば、この額については共同企業体なんだろうというふうに思いますけれども、なぜ単体発注なのか教えていただきたい。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

龍ヶ崎市契約事務等に関する規程では建築工事、土木工事では 2 億円以上、電気、管工事では5,000万円以上の場合に共同企業体とすることができるとなっております。今回のたつのこフィールド照明塔建設工事の金額要件だけを見れば共同企業体にできる要件となっていましたけれども、工事の内容について技術的な特殊性もないと判断し、また単体発注でも十分な施工は可能であると判断したため、単体発注としたものでございます。

糸賀委員長
油原委員。

油原委員

説明間違いでもないという考え方もあるんだろうというふうに思いますけれども、これまでの要するに工事発注等については、基本的には議会案件を超えるものはやっぱり共同企業体、仕事が全体的にないからできるだけ多くの業者さんに機会を与えようというようなことでの共同企業体で実施をしてきているわけですよ。

先ほども言いましたけれども建築が 6 割、電気が 4 割であれば、一つは、建築と電気の共同企業体というのがやっぱり一つの考え方だと思うんですね。あとは建築 2 社、何社かの共同企業体というのが、本来これまで仕事として発注してきたやり方なんだろうと。急遽単体でこういう形になるというのは、やっぱり地域の業者が育っていかないというようなこと。地場育成ということを考えれば、やっぱり共同企業体として施工すべきなんだろうというふうに思います。

北澤課長の説明も間違いではありません。そういうふうに判断をしたということでもありますから。でも今回だけです、そういう判断をしているのはね。どうぞひとつ今後、大

きな工事が発注されるというようなことがあれば、やはりそういう地場育成というようなこと、それからできるだけ多くの業者さんに受注機会を与えるというような観点から、やっぱり共同企業体というようなことも十分考えるというようなこと。それから単純に照明塔工事ですから、やっぱりそういう意味では電気設備というのが妥当なんだろうと。これ主体は照明ですよ。ですからそういうこと、額ではなく、主体的には何の工事だということになれば照明塔工事です。そういうことを踏まえてひとつこれからも慎重に発注をしていただきたいというふうに思います。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

札幌委員。

札幌委員

契約書のところに解体工事に要する費用等は該当なしというふうにあるんですけども、そうすると既存の照明塔に関してはどうなるのでしょうか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

現在、設置されております照明塔につきましては、そのまま残すことになっております。

糸賀委員長

札幌委員。

札幌委員

平面図上に位置を教えていただければと思うんですけども。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

現在、メインスタンドのところに3塔か4塔の照明塔がついております。そのほか走路、走るところの外周に防犯灯程度の電灯が数灯ついておりまして、それに対応している状況です。

糸賀委員長

札幌委員。

札幌委員

電気の電圧のキャパの関係もあるので全部は使えないと思うんですけども、そうすると残すということになると、それは使えるようにもできるということなんではないでしょうか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

使える状態で残すことで考えています。

糸賀委員長
札野委員。

札野委員

わかりました。私てっきりもう解体して新たに作るものだと思っていたので、あともう一つ、今回の新設のほうの鉄塔工事、電灯の工事の柱の詳細はありますけれども、先ほどコスト、基礎工事に非常にかかるというふうに言われていたところの詳細とといいますか、基礎図面のところがまずないなど。くいが入るのかどうなのかということもわからなくて。要は一括業者で請負しますので、想定外の風が起きたときとか、ちゃんと要は工事をしてくれているのかということだけが心配なので、そこら辺をちゃんと当然されていると思うんですけども、チェック、確認をお願いしたいと思います。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

くい工事につきましては、10メートルのところは3地点、あと15メートルが1地点ということで支持層がその地点にあるということで確認はしております。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
大野委員。

大野委員

契約案件とはちょっとずれますけれども、ちょっとお聞きしたいことがあります。今の利用状況とそこの照明塔建設工事後の利用状況がどのように変わるのか、担当課の意見をお伺いしたいと思います。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

現在の利用状況でございますけれども、流通経済大学の関係で申しますと、陸上競技部、あとサッカー部、陸上部で使用がされているところです。そのほかにつきましては、市内及び近隣の小・中学校の陸上競技会や龍ヶ崎市のサッカー連盟、レクリエーション協会のグラウンドゴルフなどで使用がされている状況となっております。利用人数につきましては27年度で申し上げますと、5万8,294人の利用となっております。

照明塔設置後の利用についてということでございますけれども、今の照明ではちょっと夜間十分に利用する状況ができないとなっておりますことから、照明塔が設置されたことにより、利用の幅が広がり利用人数の増加につながるものと考えております。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員

いわゆる昼夜を利用しての利用人数だと思うんですね。私がお聞きしたいのは照明塔建設工事の案件なわけですから、今の夜の利用状況、昼間は照明塔使っていないですね。だから夜の利用状況と、こういった今の照明では足りないということでこういった2億

8,500万円もかけてやるものですから、その後の利用状況をどのように見込んでいるのかということの質問でございます。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

現在、夜間の利用につきましては遅い時間帯ではございませんけれども、流通経済大学の陸上競技部、あるいは阿見アスリートクラブによる陸上、あるいはウォーキングなどで使われていますけれども照明塔が設置されましたらば、そのほか球技、サッカーとかの利用も図れるものと考えております。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

当然、これだけのお金を費やして明るく、また利用しやすくもなるわけですから、増えるのは当然かと思えますけれども、3月の定例会のときにもお話が出ましたように、今の形でも十分ではないかというふうな意見があったわけですね。ですから今の条件では不十分だというような利用の仕方というのはどのように図られるんですか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

予算特別委員会するときにも多分説明させていただいたと思うんですけれども、流通経済大学からJFLや関東大学サッカーリーグの試合がナイターで開催されること等を踏まえて、夜間照明塔の設置の要請を受けております。それに加えて東京オリンピックやパラリンピックの事前キャンプの誘致を進める中で、照明塔があることが推奨事項となっているものでございます。

糸賀委員長

大野委員。

大野委員

何となく理解できないんですが、理解できないというのはJFLの照明設置の要請があったということが一つの理由と、もう一つはキャンプ誘致の件ということであるわけですが、JFLの件につきましてはこの間の3月議会でも数回というか、非常に数が少ないような状況だということが言われたことと、もう一つはキャンプ誘致も非常に難しいのではないかというふうなことを感じるわけですね。それでもキャンプ誘致もできないということであるならば、二つの理由のうちの一つの理由が欠けるということになると、これは大いなる無駄遣いということになって考えることもできますが、どうなんですか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

上限を1,000ルクスとはしておりますけれども、通常の使用については250ルクスか500

ルクスでの使用が多数を占めると思いますので、JFLの試合も回数が増えるという説明を受けておりますし、通常250から500ルクスでの使用が主になると思います。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員

JFLの回数が増えるというふうに聞いているというふうなお話でしたが、どのくらいが見込まれるんですか。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長
回数までは確認はしておりません。

糸賀委員長
大野委員。

大野委員

わかりました。質問の結果、非常に余り効率のいい話ではないということがわかりました。

以上です。

糸賀委員長
ほかにありませんか。
後藤委員。

後藤委員

先ほど油原委員からあったんですけども、やはりなぜ今回単体で発注されたのかというところのご説明をいただいたわけなんですけれども、やはり同じような野球場の照明塔の建設工事の際には今回より金額低いわけですよ。それでもJVでやって、何でそのときには今回と、照明だから単体で十分できるだろうというような判断で今回されたということなんですけれども、なぜ野球場建設のときにはそういったような判断がなくて、今回は単体で建設工事ということになったのか。その違いというところをもうちょっとしっかりと説明をしていただきたいんですけども。

糸賀委員長
北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

平成20年度の野球場の照明塔設置工事につきましては電気関係の共同企業体で発注をしております。その際にも建築関係と電気関係の直接工事費に占める割合はおおよそ6対4で建築関係のほうが多く占めておりました。当時も発注方法をどのようにするかは契約審査会で総合的に判断した結果、電気の共同企業体で発注したものと推測しております。

糸賀委員長
後藤委員。

後藤委員

ちょっとその当時の状況詳しくわからないということなのかもしれないですけども、仮に、野球場のとき電気のほうが6で建築が4だったからみたいなご説明が来るんだったら理解はできるんですよ。けれどもやっぱり野球場建設のときだって建築6電気4というような割合で、だけれどもそのときは電気の共同企業体にした。今回は建築6で電気4、同じような状況だけれども建築の単体にした。やっぱりその違い、ちょっと納得できるご説明をいただかないと、私も今回は契約の案件だから照明塔建設の是非は別として、やはりこれ3月議会で可決したものですから、発注自体、契約自体が問題なければ賛成しようかなとは思っていたんですけども、今いただいたようなご説明ではやっぱりちょっと納得することができないんですね。ちょっとその辺、もうわからないのかもしれないですけども、もう一度お願いします。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

野球場建設のときでございますけれども、私当時いなかったものですからよく……。いろいろな工事、スタジアムの本体やいろいろな工事がありまして、それぞれ共同企業体の工事となっております。そういうことが現実としてあるのかなと思います。スタジアム本体だったり、外構だったり、あと照明塔だったり、分離発注でそれぞれ共同企業体でやっておりますので、そういう関係もあったのかなということで考えております。

糸賀委員長

後藤委員。

後藤委員

先ほど油原委員もおっしゃっていましたが、そうであればやっぱり今回も分離発注でもいい、JVでよかったんじゃないかなというところのなぜというところがやっぱり今の質疑への答弁ではちょっと私としては納得することができませんでした。

以上です。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

説明の中で契約審査会の中で総合的に判断をされた、教育部長は審査会のメンバー、龍崎部長もそうでしょうけれども。どういう議論がなされてそういう方向づけになったのか教えていただきたい。

糸賀委員長

荒井部長。

荒井教育部長

当時の契約審査会の内容でございますが契約検査課のほうでの説明です。入札参加条件については市内に本店を開設してから1年以上継続して営業を行っており、入札参加資格者名簿に建築一式工事A等級と登載があり、特定建設業の許可を受けている者と。それと過去10年間に国、そして地方公共団体発注の建築一式工事の施工実績があるということで、

対象となる業者はそのときは7社になるというような説明が行われております。その中で
の質疑ですけれどもその7社については1級建築士とか、1級建築施工管理技士の資格、
きちんと持っている方いるのかといった質問、照度の照明の明るさに関しての質問。また、
共同企業体に関する質疑については、やりとりは行われておりませんでした。

以上です。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

意見といいますか、なかなかちょっと工事そのものについては私もよくわからないので、
ただ予算のときもナイターをどう使うかというところは回数なんかははっきりしていなか
ったんですね。オリンピックの誘致と言いますけれども、その難しさのこともあって、
私はこの予算には反対したので、今回についてもこれは反対いたします。

糸賀委員長

反対のご意見が出たんですが、賛成のご意見何かありませんか。

札幌委員。

札幌委員

一応もう議会で決まりましたので、基本今回はそういうふうなことをする場ではない
なというふうに思いますので。ただ、先ほどの建築のどうして電気工事じゃなかったのか
というところですけども、恐らくですけども、一般競争入札を見ると、全て要はゼネ
コンさん、工事会社一式ですよ、電機会社は一つもないので、要は見積もりした段階、最
初に依頼をかける段階で業者選定がそこだったんじゃないのかなという気がするんですけ
れども、それは違うんでしょうか。野球場のときにはたくさんの工事があったので、ジョ
イントですので分離ができたということなんじゃないんですか。

糸賀委員長

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

そこら辺の部分についてはちょっと私どものほうではわかりません。

糸賀委員長

札幌委員。

札幌委員

私としては、要は工事の責任どこが持つのかというところさえ明確になっていれば僕は
いいと思うんです。ちゃんと万一のこと、工事中のことの責任をちゃんと工事会社が持っ
てくれていればそれでいいと思います。

糸賀委員長

そのほかありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので挙手採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

続きまして、議案第7号稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第8号稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についての2案件については、稲敷地方広域市町村圏事務組合の事務である養護老人ホーム及び老人福祉センターの廃止に伴い、それぞれ議会の議決を求めるものであります。関連しておりますので一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは執行部から説明願ひます。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは議案書の17ページになります。議案第7号稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、そして19ページになります。稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてご説明をいたします。

まず、改正というか提案の理由でございますけれども、稲敷地方広域市町村圏事務組合の養護事業である養護老人ホーム松風園及び同園に併設されている稲敷地方老人福祉センターの運営廃止に伴い、議案第7号では本組合の規約の一部を変更するために、そして議案第8号では廃止に伴う財産処分を関係市町村と協議するため、地方自治法第290条の規定に基づく構成市町村議会の議決が必要となったものでございます。

内容でございますけれども新旧対照表の10ページをご覧いただきたいと思ひます。議案第7号についてでございます。稲敷地方広域市町村圏事務組合が運営いたします松風園、そして老人福祉センターの運営廃止に伴ひまして規約第3条、組合の共同処理する事務に規定をいたします(3)第3号、養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事、そして(4)第4号、老人福祉センターの設置及び管理運営に関する事の2点を削除するものでございます。

次に、議案第8号でございます。議案書の20ページ以降になりますけれども財産の移管先につきまして、社会福祉法人広文会特別養護老人ホームじょうもんの郷へ平成29年4月1日付で建物、附帯設備及び備品一式、これを無償譲渡する予定でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

後藤委員。

後藤委員

今回譲渡する建物の評価額がどれぐらいなのかっておわかりになりますか。

糸賀委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
申し訳ありません，ちょっとわかりません。

糸賀委員長
後藤委員。

後藤委員
そうしますとメインの鉄骨2階建ての部分，大体築何年ぐらいのもので耐用年数という
んですかね，あとどれぐらいもつようなものなのかというのはおわかりになりますか。

糸賀委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
たしか30年もう経過しております。あとどれぐらいといいますか，20年ぐらいなのかな
ということは会議の中では聞いたことがあります。

糸賀委員長
後藤委員。

後藤委員
ありがとうございます。あと議案とはちょっと関係ないんですが，土地というのは稲
広，もしくは稲敷市とかの所有なんでしょうか。

糸賀委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
稲敷の財産区だったと思います。

糸賀委員長
ほかに。
伊藤委員。

伊藤委員
社会福祉法人の広文会，ここの実績みたいなのがわかったら，どんな仕事を今までして
いるのかというのがわかったら教えてください。

糸賀委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
先ほど出ました指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームじょうもんの郷，指定短期入
所生活介護，指定介護予防短期入所生活介護，ショートステイじょうもんの郷，指定通所
介護，指定介護予防通所介護，デイサービスセンターじょうもんの郷，指定居宅介護支援

事業所，居宅介護支援事業所じょうもんの郷ということで，多数実績を持っております。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員

なかなか私も施設何度か伺ってなかなか大変な施設だなと思うところがあるので，よくこういう施設を引き受けて，私なんかは本当は公のところでやるのを望んでいたんですけども決まったということですので，そこがしっかりしていればより安心はしますけれども，引き受けてうまくいかなかったからほかのものにしちゃうとか，そんなようなことがすごく心配なので，その辺については改めてどうなのかお伺いします。

糸賀委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

引受先に関しては管内の社会福祉法人というところを全部お声をおかけいたしまして，引き受けていただいたのが広文会と。ここは移管先の法人の理事長が運営する江戸崎病院，ここと松風園の関係は30年にわたって松風園の嘱託医をされているということがあります。移管するに当たっては，委員がご指摘されましたような点についてはきちっと引き継ぎのときもそうですし，募集のときもそういうような条件でやっておりますので，その辺については心配ないと思います。

糸賀委員長
杉野委員。

杉野委員

一つだけ，先ほどは建物とか物品の表示ということで無償だというお話で状況もわかりました。土地のほうは財産区というようなお話が出ましたけれども，土地も譲渡するのか賃貸にするのか，その辺教えてください。

糸賀委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

賃貸というふうに聞いております。

糸賀委員長
ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第7号，本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
次に、議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第9号平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について執行部から説明願います。
龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは別冊のほうでお願いしたいと思います。議案第9号平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項につきましてご説明をいたします。

別冊の4ページ、5ページをお願いをいたします。歳入、国庫支出金でございますけれども、臨時福祉給付金給付事業費及び臨時福祉給付金給付事務費。これにつきましては歳出と同額となっておりますけれども、平成28年度の臨時福祉給付金と障害遺族基礎年金受給者向けの給付金、この2種類についての補助金でございます。歳出と同額となっております。詳しくは歳出のところで申し上げます。

次、県支出金でございます。医療費助成事業費医療費分及び事務費分。これにつきましてはこの10月1日から県の補助制度が変わりまして、対象者が拡大されるということでそれに係る扶助費事務費分の増額分でございます。補助率は2分の1となっております。詳しくは歳出のところでご説明をいたします。

糸賀委員長

荒井部長。

荒井教育部長

続きまして、同じく県支出金の教育費委託金でございます。教育総務費委託金31万2,000円計上しております。これは県からの委託を受けて配置をいたしますスクールライフサポーターに係る歳入でございます。詳細については歳出、9ページのほうに記載がございますが、そちらのほうで説明をさせていただきます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、歳出に移ります。6ページ、7ページをお願いをいたします。9300番の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、この後、議案第10号の補正予算に係る部分でございます。後ほどご説明をさせていただきます。

次に、臨時福祉給付金給付事業でございます。今回の給付金事業につきましては、平成28年度臨時福祉給付金と障害遺族基礎年金受給者向け給付金の2種類の給付金事業でございます。臨時福祉給付金につきましては平成28年度の市民税が課税されていない方で、市民税が課税されている方の扶養親族となっていない方が対象となり、支給額は1人当たり3,000円となります。

また、障害遺族基礎年金受給者向け給付金につきましては、この臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金、または遺族基礎年金の受給者で高齢者向け給付金を受給されていない方が対象となります。支給額は1人当たり3万円となります。支給対象の人数でございますけれども、給付金について約1万1,000人を想定しております。このうち、約400人が障害遺族基礎年金受給者向けの給付金の対象になると、このように想定されております。

す。

当該予算につきましては嘱託員分及び消耗品、通信運搬費等の事務費、そして委託料、システム構築につきましては、現在、実施しております高齢者向け給付金のシステムを更新して、住民記録や平成28年度の市民税非課税者のデータの取り込みに加えまして、日本年金機構から提供されます障害遺族基礎年金受給者のデータを取り込む機能を再構築するものでございます。

続きまして、医療福祉事業県補助分、そしてその下の単独分でございます。今回の県の制度改正につきましては0歳から小学校6年生までにつきましては入院と外来、中学生については入院が対象となっております小児マル福及び妊産婦マル福の所得制限。これを緩和するものでございまして10月1日から施行いたします。

内容をちょっと申し上げますと、現在の所得制限につきましては小児は父母、妊産婦につきましては本人と配偶者のそれぞれの所得、これが401万円に扶養があれば扶養1人につき30万円を加算した額でございましたけれども、改正後はそれぞれの所得が630万円、これに扶養があれば扶養1人につき38万円を加算する、こういった形に緩和されます。

対象者につきましては本年の3月末日の人数で試算をいたしますと、小児では所得制限を超えているために市の単独分の該当となっております2,028人のうち、約80%に当たる1,622人が県の補助分に移行するということが見込まれております。

妊産婦マル福につきましては、現在、303人が対象となっておりますけれども、この緩和措置によりまして60人が新たに適用になると、このように見込んでおります。これらの扶助費、そして事務費について県補助分、そして単独分をそれぞれ補正するものでございます。

荒井教育部長

続きまして、民生費の児童福祉総務費、使用料及び賃借料です。放課後児童健全育成事業でございます。これは城ノ内小学校保育ルームを1ルーム増設し、計4ルームとするものでございます。使用料及び賃借料につきましては平成29年1月から3月までのリース料を計上しております。年度内に1ルーム、施設のほうを増設をいたしまして使用できるようにするものでございます。なお、設置費用につきましては当初予算で平成28年度から33年度の6年間の債務負担行為3,796万円を計上しております。それに対応をしていくものでございます。

続きまして、次のページです。8ページ、9ページ、教育費、教育総務費、教育センター費のスクールライフサポーター配置事業でございます。これは県からの委託事業ということで、不登校状態の解消と不登校問題の未然防止を図ることを目的としております。今年度は龍ヶ崎小学校に1人配置するものでございます。職務につきましては、不登校、不適應傾向にある児童を対象にしました家庭訪問や学校生活への支援が主なものでございます。選考につきましては相談員などの経験のある方、社会人の方などから選考したいと考えております。

予算の中身です。報償費につきましては、これは謝金です。1時間当たり1,000円、296時間分を計上しております。

需用費につきましては、これは筆記用具等でございます。

役務費につきましては、これは傷害保険に加入をするものでございまして、平成29年3月までの9カ月分、1万5,550円を計上しているものでございます。

以上が歳出の説明でございます。よろしくお願いたします。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

1点だけ、城ノ内小学校の学童保育なんですけれども人数的に現在どれぐらいいるんでしょうか。

糸賀委員長

黒田生涯学習課長。

黒田生涯学習課長

今年度、28年5月1日現在で137名の在籍がございます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

別冊の11ページになります。議案第10号平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億3,663万2,000円とするものでございます。

14ページ、15ページをご覧いただきたいと思っております。歳入につきましては国庫支出金といたしまして、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。平成30年度から国民健康保険制度が広域化されることに伴い、県へデータを提供する上で必要になる既存の国保システム改修費に対する補助金でございます。同額歳出計上しております。

そのほか歳出でございますけれども、国民健康保険事務費、普通旅費といたしまして計上しているものにつきましては、以前から係争しております保険給付制限に対する訴訟について、控訴審の傍聴のために交通費が必要となったものであります。そのほか制度改正に関係いたします全国説明会への出席の経費でございます。

次に、病床転換関係事務費拠出金につきましては、病床転換助成事業に係る事務費の徴収、これが一時凍結をされていたわけなんですけれども厚生労働省の指示によりまして、本年度から再開されたということに伴う計上でございます。この歳入歳出の差額分につきましてその他一般会計繰入金で処理しております。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

県に移行するための広域化のデータを作成しているということなんですけれども、具体的にどんなものが県にデータとしていくのかということと、この下の歳出の制度改正対応というところでは、今回の限度額のところについてのシステム修正は入るんでしょうか。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長。

お答えいたします。今後、都道府県が市町村の納付金算定を行うために導入予定の国庫事業費納付金等算定標準システムへ市町村からデータを提供する必要があります。具体的なデータ数は現在のところ被保数、世帯数、所得総額や医療費の実績など、延べ約600項目が想定されておりまして、本年10月末までにはデータを提供しなくてはならず、そのための基幹系システムの改修を行うための費用でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

糸賀委員長

ご異議がありますので挙手採決といたします。議案第10号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

糸賀委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市一般質問補正予算（第5号））の所管事項について執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、別冊の21ページになります。まず、第2表繰越明許費補正でございます。廃止のところでございますけれども、民生費、児童福祉費で児童福祉事務費、これにつきましては今年度に予定しておりますこどもまつりの開催の経費分でございます。

そしてその下、駅前こどもステーション管理運営費の経費、そしてその下、衛生費の子育て相談事業、これにつきましては保健センターに配置をいたしました母子保健コーディネーター、そしてきずなメール、この事業の経費分でございますが、この3点につきまし

て、第1回定例会で補正計上させていただきました地方創生加速化交付金活用のために計上させていただいたところでございますが、不採択となったために廃止をするものでございます。

その下に移りまして変更のところでございます。変更で民生費、子ども・子育て支援事業、これにつきましては駅前子どもステーションの施設改修工事につきまして繰越額を補正するものでございます。

4番衛生費につきましては保健センター管理運営費でございまして、これは保健センターのトイレの改修工事につきまして繰越額を変更するものでございます。

荒井教育部長

続きまして22ページ、23ページをお開きください。第3表地方債の補正でございまして。変更のところは下から3つです。小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、体育施設整備事業でございまして。いずれも事業費が確定したことに伴い、地方債の変更を行うものでございます。まず、小学校施設整備事業でございまして。限度額410万円から290万円ということで120万円の減です。これは歳出のほうで申し上げますと、35ページに掲載してございます龍ヶ崎小学校ほか非構造部材耐震改修工事でございます。内容については歳出のほうで説明をさせていただきます。

また、中学校施設整備事業につきましては同じく35ページの愛宕中学校ほか、非構造部材耐震改修工事でございます。内容につきましては歳出のほうで説明をさせていただきます。

そして体育施設整備事業につきましては歳出の35ページ、そして37ページに計上しております委託料でございまして。内容につきましてはたつのこフィールドバックスタンド建設工事の実施設計と工事監理料。同じくたつのこフィールドの記録室建設工事の実施設計と工事監理料。そして照明塔建設工事の実施設計料に係るものでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして24ページ、25ページの歳入でございましてけれども、国庫支出金障害者自立支援給付費及びその下、障害児施設給付費につきましては決算見込みによる補正でございまして。

次に、国庫支出金の国庫補助金でございまして。民生費国庫補助金、地方創生加速化交付金子育て支援事業分、そしてその下、母子保健事業分。これにつきましては先ほど申し上げました交付金の不採択による減額でございまして。

荒井教育部長

続きまして教育費国庫補助金です。小学校費補助金の遠距離通学児童援助費につきましては城ノ内小学校のスクールバスの運行経費に係る補助金でございまして、増額分を計上しております。

その下です。中学校費補助金、学校施設環境改善交付金でございまして。これにつきましては城西中学校を除く5中学校の武道場の非構造部材、これはつり天井が主なものになっておりますが、その撤去工事の額の確定に伴う交付金の増が主なものとなっております。

龍崎健康福祉部長

続きましてその下になります。幼稚園就園奨励費、これにつきましても決算見込みによる精算分でございます。

次に、県支出金でございまして。障がい者自立支援給付費、障がい児施設給付費につきましては国庫支出金と同様、決算見込みによる補正でございまして。

荒井教育部長

続きまして繰入金です。基金繰入金，義務教育施設整備基金繰入金でございますが，これは小学校施設整備事業，中学校施設整備事業につきまして基金を繰り入れて実施しております。その事業が確定したことにより，この繰入金についても確定をさせたものでございます。

次のページです。26，27ページの市債，教育費債です。小学校債，中学校債，保健体育債，いずれにつきましても事業費の確定により，この3月末の専決処分です算措置，減額を講じたものでございます。

以上が歳入でございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして，歳出でございます。28ページ，29ページをお願いいたします。中段，民生費でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては次の報告第4号のほうでご説明をいたします。

次の障がい者自立支援給付事業につきましては障がい者更正医療費，そして補装具費，これにつきまして決算見込みによる補正でございます。

次の介護保険事業特別会計繰出金につきましては報告第6号のほうでご説明をさせていただきます。

次に，児童福祉事務費でございます。これにつきましてはこどもまつり分の経費でございますけれども，地方創生加速化交付金事業の不採択によりまして全て減額をしております。

次の障がい児施設給付事業につきましては障がい児通所給付費について，決算見込みによる補正でございます。

次の駅前子どもステーション管理運営費につきましては，同じように地方創生加速化交付金不採択により，全額減額をしております。

次のページでございます。31ページの衛生費，子育て相談事業，これにつきましても母子保健コーディネーターの設置やきずなメールに係る事業につきまして，地方創生加速化交付金不採択による減額でございます。

荒井教育部長

続きまして，34ページ，35ページをお開きください。教育費，小学校費でございます。まず，学校管理費につきましては一般財源から国・県支出金のほうに財源調整を行っております。

続きまして，学校施設整備費でございます。これにつきましては小学校施設整備事業工事請負費，龍ヶ崎小学校ほか，非構造部材耐震改修工事の工事費が確定したことに伴う予算減でございます。内容ですが，まず龍ヶ崎小学校と久保台小学校でバスケットゴールの電動化を行っております。そして，12小学校全ての体育館の照明器具につきまして落下防止を講じております。そして，川原代小学校の体育館倉庫につきましてアスベストの撤去工事を行っております。

続きまして中学校費です。学校施設整備費，中学校施設整備事業の工事請負費，愛宕中学校ほか，非構造部材耐震改修工事でございます。これも工事費の額の確定に伴う減額措置を講じております。城西中学校を除く5中学校の武道場のつり天井の撤去が主なものです。そのほか小学校と同様に体育館の照明器具の落下防止措置を講じております。

龍崎健康副支部長

続きましてその下になります。幼稚園費でございます。幼稚園就園奨励事業及びその下，幼稚園の振興助成事業，いずれも決算見込みによる増額となっております。

荒井教育部長

続きまして教育費，保健体育費の体育施設費，総合運動公園リニューアル事業の委託料につきましてたつのこフィールドバックスタンド建設工事の実施設計。同じくフィールドの記録室建設工事の実施設計。同じく照明塔建設工事の実施設計。バックスタンド建設工事の工事監理料。そして記録室建設工事の工事監理料。いずれも額の確定に伴い，減額措置を講じたところです。

以上です。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

油原委員。

油原委員

ページ数で29ページ，それから31ページにわたっての要するに地方創生加速化交付金について，児童福祉事務費で134万8,000円。駅前子どもステーション管理運営費で1,835万6,000円ですか。また，衛生費，子育て相談事業で378万円。この3項目が所管でしょうか，これについて全体的にこの趣旨ですよ，十分おわかりになっているんだろうとは思いますが，札幌さんにいろいろと参考資料いただきながら勉強させていただきましたけれども，一億総活躍社会の実現に向けてと大前提の中で，緊急に実施すべき事業を支援していくんだということ。特に先駆的な取り組みを支援するんだということが大きい趣旨なわけでありまして，そこで1点は地方創生加速化交付金の交付対象事業として，そういう趣旨を踏まえてどのように位置づけて申請したのかお聞かせいただきたい。

糸賀委員長

服部こども課長。

服部こども課長

お答えいたします。ご質問の点につきまして交付金の事業分野，こちらのほうでお答えしたいと思っております。該当項目として4項目ほどございました。仕事の創生，あるいは地方への人の流れ，それから働き方改革，最後にまちづくりというようなことであったわけがございます。それで第1次の募集につきましては，龍ヶ崎市のほうでは4番のまちづくり，子育てを中心とした事業を展開してまちのにぎわいを創出していこうというようなことで申請をしたというふうに企画課のほうで確認をしております。結果的には不採択になってしまったというような状況でございます。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

事業分野，4分野お話がありましたけれども，まちづくりというようなこと。先ほども言いましたけれどもこの事業，先駆的な先駆性というんでしょうかね，こどもステーションなり子育て相談事業，どこが先駆的なのか。要するに基本的には他の自治体の模範になるというものでしょうかね。そういう事業ですよということなんですけどその辺どこが先駆的なのか教えていただきたい。

糸賀委員長

服部こども課長。

服部こども課長

非常に難しい質問なんですけど、個人的には駅前ステーションなどは先駆的事業の一つになるのではないかなというふうに考えております。それで採択になった事例なんかを見させていただきますと、やはり広域的な、1自治体だけじゃなくて、例えば5市、6市とか多いところでは10市なんていうのもあるんですけども、そういう自治体が連携して新たな事業を展開していくと、こういう事業について採択を受けているというような結果でございました。

糸賀委員長

油原委員。

油原委員

反省を踏まえてそういう話が出たんでしょうけれども、確かに札野さんからもらった資料を見ると、やっぱり多くが広域的に連携した形で申請をしている。でも単独でやっているところもありますよ。河内町の給食センターの跡地云々というような話、だからそればかりじゃないんですよ。だから基本的に不採択になったから今とやかくどうのこうのことじゃなく、やっぱりそういう一つの作文があるんだろうと。この加速化交付金の十分趣旨を踏まえて、何を書けばやっぱり相手に響いてくるのかというか、そういうものもあると思うんですね。だから企画課ということですけども、中身は所管ですから、企画では中身までわかりませんよ。ですから、そういう意味で今度は2次もあるということですけども、龍ヶ崎らしさというか、何かちょっとそういうものをつけて申請をしていくとか、駅前ステーション、それから子育て相談事業、どこが先駆的なのかなと思うんですよ。そんなには駅前はないんでしょうけれども、流山あたりはあれですよ。向こうは採択になっていますよ。何でうちが採択にならないのかなというようにことですけども、その辺の独自性というんでしょうかね、龍ヶ崎らしさみたいな、そういうことをよく考えて、加速化交付金の趣旨を十分勉強していただいて、獲得に向けてご努力をいただきたいなというふうに思います。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【なし】

糸賀委員長

別ないようですので採決いたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））について執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

別冊の41ページになります。平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算の（第4号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,439万4,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億5,736万3,000円とするものでございます。

44, 45ページをお願いいたします。まず、全体的に決算見込みが出ましたことから、当会計の補正予算を組んだところでございます。まず、国民健康保険税でございますけれども、滞納繰越分と退職者のほうは医療給付費分、その他6項目減額をしております。これ以外の部分、全体で決算見込みということで申し上げますと、国民健康保険税につきましては、この決算の時点におきまして全体で収納率、これにつきましては80.4%程度となっております。昨年度が71.4%でございますので、かなり今年度いい数字になっているところでございます。そのほか国庫支出金医療用給付費等交付金、県支出金共同事業交付金につきましても、それぞれ額が確定したことによりまして増減額を計上しているところでございます。

次に、46ページ、47ページでございますけれども、一般会計繰入金につきましては財政安定化支援事業繰入金、これにつきましてはルールに基づく法定繰入金でございまして、低所得者層の割合や高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰さない財政事情に着目した補填金でございます。その確定によるものでございます。財政調整といたしましてその他一般会計繰入金を減額しております。

次のページ、48, 49ページ、歳出でございます。保険給付費、そして後期高齢者支援金、介護納付金、これらにつきましては歳入の補助金等の確定によりまして財源調整を行ったものでございます。

続きまして、50ページ、51ページでございますけれども共同事業拠出金、そして保険事業費、これらにつきましても決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明が終わりました。質疑等ありませんか。

札野委員。

札野委員

国民健康保険税の税率が10%も上がったということでお聞きしたんですけれども、考えられる要因とかそういうのが今わかりますでしょうかね。

糸賀委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

これまでの収納対策といいますか、具体には不納欠損分、あるいは自主納付などによりまして調定額そのものが減り、これはいわば滞納分が減ったことを意味しておりまして、結果的にはよいことなんだと思いますけれども、その減額となります調定額に収納率を乗じて得たことによりまして、このような結果になったというふうに考えております。

以上でございます。

糸賀委員長

ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長

別がないようですので採決いたします。報告第4号、本案は原案のとおり承認すること

にご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第5号））について、執行部から説明願います。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

別冊の63ページになります。平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億8,979万8,000円としたものでございます。

66, 67ページをお願いをいたします。内容でございますけれども、歳出におきまして、認定調査等事務費、これにつきましては主治医の意見書作成手数料の不足分80万2,000円を増額計上いたしまして、同額を歳入の認定調査等事務費繰入金で財源調整したものでございます。

以上でございます。

糸賀委員長

執行部からの説明は終わりました。質疑等ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

認定調査費が増えているということなんですけれども、この中身を教えてください。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

これは認定審査の判定をする際に主治医の意見書が必要でございます。主治医の作成の手数料でございます。

糸賀委員長

伊藤委員。

伊藤委員

そうすると認定調査の件数が増えたというふうに考えていいんですか。

糸賀委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

主治医の意見書をお願いするに当たっての手数料が不足してしまったということでございます。

糸賀委員長
伊藤委員。

伊藤委員
それはわかるんですけども皆さんが申請する認定の数が増えたのかどうかを聞いているんです。

糸賀委員長
本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長
例年から比較しますと認定申請というのは増えておりますので、当然のことながら増加傾向でございます。

糸賀委員長
ほかにありませんか。

【な し】

糸賀委員長
別にないようですので採決いたします。報告第6号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号））について、執行部から説明願います。
龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長
別冊の69ページになります。平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございます。これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,115万2,000円としたものでございます。
内容につきましては72、73ページをご覧いただきたいと思います。歳入におきましては、後期高齢者医療保険料の決算見込みによる増額分でございます。同額を歳出の後期高齢者医療広域連合納付金で広域連合のほうに納付したものでございます。
以上です。

糸賀委員長
執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

【な し】

糸賀委員長
ないようですので採決いたします。報告第7号、本案は原案のとおり承認することにご

異議ありませんか。

【異議なしの声】

糸賀委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。